

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
平成26年度 第2回理事会議事録

1. 開催日時 平成26年5月24日（土）10：05～12：00
2. 場 所 ホテルニューツカモト3階会議室
3. 出席者 会長 神山
副会長 染野
事務局長 岡本
事務局次長 櫻井（絢）
会員理事 櫻井（勉）、吉田、浅見、鈴木、大浦
会員外理事 池亀、田中
監事 五十嵐、多田、山崎
オブザーバー 相澤、岡本（武）、小川、奥野、神田、五月女、渋沢

4. 議題

- (1) 各委員会報告事項に対する質疑
- (2) 議事 1. 第2回定時総会議案について
2. 外部団体への参画について
3. 代議員選任規程の改正について
- (3) その他

5. 議事録

- 出席者及び資料の確認
 - ・ 定刻を少し過ぎましたが、平成26年第2回理事会を開催致します。今期としては最後です。
 - ・ 岡本事務局長から、本日理事会出席者10名ですが、1名は遅れていらっしゃいますので、過半数を超えております。定款33条により定足数に達しております、本理事会は有効で成立すると報告。
 - また、新理事の方々に対し改めて申し上げますが、この会は法人格を持っているので理事委任状を提出して欠席することはできないので、今後の理事会にも極力出席されるよう依頼した。
 - ・ 配付資料の確認 第2回理事会次第・総会資料の2種類
 - ・
 - ・ 神山会長から開会挨拶

おはようございます。こうやって仕切りをとるとずいぶん広い。私は職場が変わって2年目となり、1年目は漫然と過ごしていたが、今年は決算・事業報告・予算を組んだりしていた。週明け月曜日に職場でも評議会があり、この総会の資料と同じようなものを取りまとめた。180ページくらいの分量のものでした。

取り纏めをした担当理事の皆様・事務局員お疲れ様でした。今年だけでなく毎年毎年続いていることなのでしょうけれど、今回はほんとに大変だったろうなと思います。ありがとうございました。今期最後の理事会となります。進行にご協力いただきながら、審議事

項を含め本日はよろしくお願ひします。

定款 32 条に基づき、神山会長が議長を務める。

- ・ ぱあとなあの櫻井さんが、少し遅れるので各委員会報告事項を後にして、先に議事から先にいたします。それでは総会資料についての説明を事務局からしてもらいます。

○ 議事 1 第 2 回通常総会議案について

第 2 回通常総会議案について事務局から説明いたします。事前にお渡しできず申し訳ありません。完成したのが昨夜深夜、ほぼ今日でしたので申し訳ありませんでした。これに表紙をつけた状態で印刷します。内容について理事会承認をいただきたい。

- ・議案は第 1 号 平成 26 年度補正予算について、第 2 号 平成 25 年度事業報告及び決算報告について、第 3 号 役員の選任について、第 4 号 相談役の選任についての 4 議案となっています。
 - ・第 1 号 平成 26 年度補正予算については、日本社会福祉士会正会員会費額の変更に伴う会費支出減額、および研修に対する助成金の確定に伴う参加費設定の変更により、災害対策委員会が実施した災害対策研修費の変更によるもの 2 つとなっている。そのための、予備費の変更となっています。
 - ・第 2 号 平成 25 年度事業報告及び決算報告について 事業計画は皆様から戴いたものを大体転記している。法定上必要な決算資料は、27 ページの「損益計算書」、21 ページ以降の財務 3 表となるが 19 ページからの事業収支計算書は今まで通り、各委員会ベースとなっていて会員の皆様にわかりやすいように載せている。22 日に、監事の 2 名に会計監査をお願いし、承認をいただいた。
 - ・第 3 号 役員の選任について 候補者名簿を提示する。役員選任については一人ずつ決をとらなければなりませんので、時間はかかると思います。立候補いただいた皆様と理事会推薦の方々、各界から推薦いただいた方々、監事については新 3 役候補から推薦いただきました。いずれも内諾は頂戴しております。
 - ・第 4 号 相談役の選任について 昨年度までは、監事をお願いしていたが、通算 4 期となりこれ以上役員が継続できないので来年度からは相談役として助言をお願いしたい。
 - ・議案は以上です。これについて理事の皆様の承認をお願いします。
-
- ・理事の方は、担当されている委員会の分で大きく違っている箇所がないかご確認下さい。細かい文字や語句の修正がありましたら、印刷の関係があるので、早めに事務局にご連絡ください。この 4 議案について何かご意見はありますか。
 - ・監事から おととい会計監査を行い、報告書に押印した。退任にあたり、少し思うところをお伝えしたい。
- 一つ目は、「会の活性化」を考えてほしいということ。先だっての総会が代議員制になって、出席率が少ない。また、会の組織率も低い。資格を持っていながら、入会率は 20% を下回っている。組織率を上げていく工夫が必要と思われる。地区集会の活性化、増強キャンペーンを張るとか、認定社会福祉士制度を活用しそれを広報して、未入会の人を研修参加を呼びかけるなどしてみたらどうだろうか。

二つ目は、「ささえあい制度の見直し」ささえあい制度は2回の総会を経て、大議論をし、制度化されて2、3年経過する。集められたお金の活用はどうなっているのかというと、20ページ7.配分金1,374,555円がそれで、平成25年度の配分合計となっている。17ページの配分委員会報告によると平成24年度収入の今年度配布が67万円くらい。160万円くらいが配布しきれていない。ささえあい制度がどのような役割を果たすのか、再考が必要な時期に来ているのかと思う。制度ができた経緯から今後の方向性を考えてほしい。また、年度をまたがっての会計処理や、税法上の取り扱いについても考える必要がある。三つ目は、収支計算書の様式について 19・20ページの事業収支計算書と 27・28ページの損益計算書はほとんど同じ。一般社団法人としては27・28ページの損益計算書が法定上決められたもので、19・20ページの事業収支計算書は会員向けとしている。どのように開示をしていくか、2つの様式が必要か、また項目の予算対比をしているが、前年度対比にしていくかなど再考してほしい。

最後に、20ページの3事務費 1一般物品費と2印刷製本費が予算と決算額があまりにも違っている。確かに事務局の移転などがあって予測しえなかつた点があるとは思うし、各委員会に案分ができなかつたという説明は受けたが、十分な予測をもって予算編成してほしい。

- ・「会の活性化」「ささえあい制度見直し」については新理事のメンバーに御願いしたい。
事務費の予算と決算の乖離していることですが、印刷・役務費関係は研修で使っている印刷製本費は各委員会の分をすべて計上しているので、どうしても多額になった。印刷・役務を各委員会に分配するコピー機の導入も検討したが、踏み切れていない。特に経費かかるのでコピー機を使用する際は、カラーコピーは高いので、白黒で、また、20枚以上になるときは、印刷機を使用してください。事務局経費がかさんでいることにご理解いただきたい。
- ・他にご意見がなければ、総会において4つの議案を提案することと資料の内容について理事会の承認を求めます。多少の誤字脱字、細かいところは修正しますが大筋でこの内容でいいかご検討下さい。
- ・総会議案の内容について承認を求める→承認

○ 議事2 外部団体への参画について

- ・資料は、25ページから 「千葉県介護保険関係団体協議会」への参画を千葉県社会福祉協議会から要請されました。会則を資料の中に入れているが、今現在の会員団体が28ページに載っている。事務局に参画を要請された際に、この会の裾野を広げていきたいという意向を受けました。参加するかどうかのご意見を伺いたい。しかし、参加するだけでなく、第5条にあるように会費として年額3万円の納入が必要です。
- ・この会の実績はどのようなものがあるのでしょうか。
- ・県社協が事務局取りまとめをしている。県社協とはいいろいろなところで一緒になる機会も多くなってきたというところから、声がかかった感じがする。
- ・具体的になにをやっているのでしょうか。
- ・それがいまひとつ分からないのですが、ご存知の方はいらっしゃいますか?
- ・なんで、これまで呼ばれなかつたのでしょうか。
- ・協議会会員団体一覧を見るとサービス提供団体が入っている。平成12年9月に介護保

険がスタートしたとき設立されたようです。メンバーに入れ替わりはなさそう。

- ・介護保険制度について意見を言える場であると考えられる。地域支援事業が今後どうなるかと思うと、この地域支援事業と言うのは、多分、社会福祉士しか理解できないと思うので、ここで意見を述べ、行政提言をするには、次期 3 役から誰か参加してもいいのでは。会費 3 万円は高いが、財務状況がいまはいいから、事業を遂行するためには、入会してもいいかなと思う。ネットワーク構築の観点からもいいと。
- ・メンバーを見ると在宅介護・在宅医療・地域となっていて、地域のソーシャルワークをアピールできる。
- ・この団体が開催した研修に参加したが、テーマが「多職種と連携」で意義のある研修だった。医療と福祉の連携についての研修。
- ・では、「千葉県介護保険関係団体協議会」への参加について承認を求める→承認
- ・事前に事務局でどんな活動をしているか確認した上で、次の理事会で報告できるようにしていきます。会費については次の総会で補正予算に計上する。

○ 議事 3 代議員選任規程の改正について

- ・資料 29 ページ以降に掲載している。

1. 今まで代議員規程の中で、日本社会福祉士会が総会をするときに出席する代議員と千葉県社会福祉士会の総会に出席する代議員それぞれを選任する規程となっていたが、日本社会福祉士会が連合体に移行し、公益社団法人伴い廃止された。各都道府県からそれぞれ 1 名（47 名）の代表が各 1 票を持って総会に出席することに変ったので、千葉県社会福祉士会の規程から日本社会福祉士会に関する章を削除する。

2. 千葉会総会に出席する代議員が欠員となった場合、地区推薦様式書類がなかったので、作成した。施行は平成 26 年度通常総会終了の翌日から。次期役員に代わってから施行します。35 ページ以降は様式です。35.36 ページの旧日本会様式は削除し、38.39 ページの新しい様式では千葉県社会福祉士会代議員届出と推薦の場合の様式、これに関しては本人の氏名と世話人の署名または当該地区理事が署名し選挙管理委員会に提出するように改めています。

- ・日本会は前回総会まで、150 人の代議員を集めて開催しておりましたが、今年度から 1 県 1 名が代表で 47 名となり、代議員という規程がなくなりましたので千葉会でも改正します。
- 地区の方から推薦して戴くとき様式がなく、口頭でのやり取りでなく、書面できちんと残す意味で作成した。
- ・細かいところは事務局で修正しますが、この内容でいいかご検討下さい。
- ・代議員選任規程の改正について承認を求める→承認

（1）各委員会報告事項に対する質疑

- ・各委員会活動についてご意見を
- ・19 ページ独立型「司法福祉連続研修会」は補助金を申請していませんが。受講料の値上げで対応することでよろしいでしょうか。
- ・今年度は受講料をあげています。講師メンバーは昨年と同じです。
- ・新理事の皆様、研修単体で収支がとれるように予算を組んでください。ペイラインの届

かない研修は開催しないという選択もあります。どうしても開催したいが赤字になるものについてはあらかじめ理事会承認を受けるようにしてください。基本的には赤字になる研修はしません。

- ・23 頁、5 月 25 日千葉県介護福祉士会総会出席者を会長に訂正してください。
- ・外部委員の推薦について 基本的に役員が参加しなければいけないものについては、やく理事会から、それ以外については公募して派遣しているが、最近は一度委員になると次年度からは先方がその方を指定して、継続となる場合が多い。公募が少なくなっている。今回も継続の方が多くなっている。
- ・ばあとなあ 「運営規程」「名簿登録規程」の改定をしたい。理由は、「他県登録員」が発生したことによる。千葉県の会員で 2 つの案件を持ったまま、他県の会員となり、千葉会会員を辞めた。面談すると本人は引き続きその件を担当したいといっている。そうなると規程を使ってその会員を指導していかなければならないので、改定をしたい。
活動報告書も提出してもらう。ばあとなあ名簿登録料はもらう。指導も受けてもらう。
「運営規程」7 ページ第 3 条(7)「支援及び指導」とした。「名簿登録規程」11 ページ第 2 条で「他県登録員」の扱いについて規定した。
- ・この「他県登録員」は、自宅は千葉にあるが、職場が他県にあることで、転出した。受任した案件を持っての転出を希望した。ばあとなあで面談をして本人から直接確認をした。きちんとした仕事をしているか確認が必要。
- ・案件を千葉においていけばいいのですが…持っていくのは初めて
- ・受任案件の監督は案件の所在県がするのでしょうか?例えば千葉の案件を持った人が東京に行ったら、東京が案件を監督するのではなく、その案件が千葉受任なら千葉で監督するのですか?
- ・千葉家裁の管轄下にある。
- ・東京に持っていっても東京が指導監督でない訳ですね。
- ・ばあとなあは県に 1 つある。社会福祉士会の中にあり、独立した法人ではない。「他県登録員」を千葉県ばあとなあが監督することはあり得ないのでないのではないか。リーガルは所属が変わったら移転先のリーガルになり、登録した県の監督に委ねられる。
- ・案件のクレームは千葉に入るので、今回こういう対応をした。
- ・千葉県と他県同士での話し合いの場は持ったのですか?
- ・まだしていない。我々としては(問題となるのは) 案件のことだけです。
- ・ばあとなあ連絡協議会の全国会議でこのようなケースについて問題提起はありましたか。移籍する場合は、持っている案件をどなたかに置いていくことが多かったのでしょうか。他県からきて、受任を継続している方はどうなってますか?
- ・この場合、どちらの所属会で監督するか。家裁としては問題ないのでしょうか。
- ・例えば申立人が立川で、被後見人が千葉の施設にいる場合、後見人は千葉で選任し、事件そのものは立川で、報告は立川にすることになる。どこで監督するかといえば、所属している県の県士会になる。
- ・1 点目: 会員が所属しているのはどこか。所属しているところが監督するか全国的なルールが確立されていない。一度留保されて、どうするかというルール作りを早急に話し合って欲しい。
- もう一つ: 倫理的な枠組みをはめなければいけないかもしれない。全国ルールが決まるま

で時間がかかるようなら、とりあえず千葉県の中で暫定的な行動規範に基づくものとして他県に移る場合は、辞任することを基本とするといった申し合わせ事項を持っていないといけないかもしない。

- ・倫理の申し合わせ事項が必要で、そのあと規程の改正となる。
- ・事務手続的な話をします。規程類の改正を考えているときは、最初に事務局に案を送って内容を確認して欲しい。ばあとなあの規程は、昨年改正したばかりです。その時は外部理事の方にチェックしてご意見をいただいて改正している。手続き的には、改正提案される場合には、事務局に先に送っていただきたい。
- ・今の主題で通したとしても実効性がなく、なんら担保するものがない、改正しても。倫理問題があっても千葉県ではかかわれなくなる。
- ・ばあとなあの運営規程・名簿登録規程より、千葉県社会福祉士会規程のほうが上位に位置している。上部の規程に合わなくなる。
- ・他の目的規程もそうですが、第6条の部会設置なども本会の方に載っていますので重複しているので、細かい部分を含めて全国会議で内容を含めて提議されてもう一度検討をお願いします。
- ・千葉の問題だけないので、日本社会福祉士会に確認をとってください。ガイドラインの有無についても。決まるまでの間でもし問題があったら、千葉家裁から千葉会の方へ連絡が来る。
- ・受任案件の返還を強く干渉することはできないのでしょうか。強く干渉しても本人が断つたということを書面で残すのはどうか。
- ・本人はどうしても持っていくと言っている。
- ・後見人の選任は家裁にあるので、ここで強要する事はできない。他県士会に登録を変えたことが辞任の理由になるかは不明である。後見事務を的確に行っていて、まして、被後見人と良好関係が築かれていると単に千葉会を辞めたからと言って家裁が辞任を認めるかということですね。監督できず、不祥事があったら困るというのは我々の立場であって、被後見人側から見たら、良好な関係を我々の機関がどうこう言えない。裁判所が判断することである。他県士会と千葉会で協議をし、連携していくようにしたらどうか。
 - ・一般社団法人千葉県社会福祉士会でルールは完結している。日本会との規則の関係はとくにないはずです。千葉社士会の定款に下部規程である「運用規程」「名簿登録規程」が内容に抵触するのではということです。他県の会員を千葉の正会員にはできないはずなので、ばあとなあの名簿登録規定で他県の人を会員として指導・監督し、何とか対応しようとすると矛盾が生じる。
- ・第一に他県士会との調整をしていただき、第二に日本社会福祉士会に状況説明し対策を考えてもらう。定款に違反しませんかということです。
- ・問題があった場合は、所属している他県士会が頭を下げることになる。きちんと連携をとった上で情報共有をしておいたほうがいい。
- ・本人の意向は？ばあとなあのバックアップはどこで受けたいという希望はあるのでしょうか
- ・2件とも自分で開拓した案件なので、監督されたくない。手放す気持ちはないようだ。
- ・他県に所属し他県のばあとなのに所属する意思がある。
- ・先ほども言いましたが、取り敢えず他県士会に連絡と日本社士会に連絡をお願いしたい。

今後このような事例は全国的に生じるようと思える。(結論が出るまで)運営規程の改正については手を付けずそのままにしておいてください。今回は決を採りません。

- ・理事会報告資料 5 頁 5.「報告事項」千葉県社会福祉士会…後援でなく共催に訂正してください。

○その他

- ・「袖ヶ浦事件第3社検証委員会中間報告を受けての意見交換会」のご案内について
県から受託した社士会の施設向け障害者虐待防止研修中だったので、プログラムを変更して県と相談しながら行った経緯があります。
障害者虐待防止研修の最中に起こった今回の問題については、関係諸団体との話し合いの場を持つことができた。が、当事者主にご家族から対してご説明やお話を伺う機会が不十分であった。どこか開かれた場所で、第3者検証委員会の中間報告を受けての意見交換会を開催したいと思っていました。社団法人として開催しますが、県や事業団からもご出席いただけることになりましたので、よろしければご参加ください。
- ・この会の企画段階に係れていなかったことが残念に思います。
- ・次期理事に平成26年度理事会日程表を配る。2ヶ月に1度のペースです。6月8日午後に千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会が事務局で開催されるのでご出席ください。今回の理事は、6月14日総会が最後になります。総会において承認を受け新理事体制となります。その時は就任承諾書を事務局からお渡ししますのでご記入ください。
- ・6月14日総会は9:30受付10:00開始です。理事の方々は9:00集合してください。
総会において事業報告に関する質問は各委員会で応答していただくことがありますので、準備しておいて下さい。
- ・法人後見の被後見人は安定した穏やかな生活をされていますので、報告いたします。
- ・今回で最後となられる方々からご挨拶がありました。

新理事の方々に考えてほしいことがある。この会は設立から最近まで経理的にはじり貧の会計状態が続いていた。それを何代か前の会長が厳しい財政改革をされ、やっと最近黒字になるようになった。それは赤字になる研修をしない、加えて会費の値上げに協力していただき対応できた。今こそ当時お金がなくてできなかつた事業ができる時です。社会の新しい変化に対応できるもの、顔の見える社会福祉士の活動、年1回の全国大会に出席し、結果を持ち帰って会員に伝達するとか、ばあとなあ未成年後見をどうするか、研修も必要となってくる。今ある仕事をきちんとすることも大事だが、将来に向かって課題が多いが、取り組んでほしい。理事を退任しても、ずっと応援している。

経理が黒字体質といつても、見かけ上の黒字です。なぜなら、ささえあい配分金を含んでのものであって、それがなければ赤字ですのでその辺はご承知おきください。必ずしも余裕のある状態ではありません。現金資産は多いので当面つぶれる心配はありませんがそんなに余っている状況ではありません。ささえあい制度会計を基金として別会計にするなど、次期理事で改正をお考えでしたら、いくらでも意見を提出します。

初心に返って、実務に戻り、新たな目で社会福祉士として取り組んでいきたい。全国大会

へ出席し、他の職能団体の活動を視察することも重要だと思う。地域集会世話人さんがとてもがんばっているので、仕組みについても考えてみたい。今後は部会に戻ってやりたい。今までお世話になりました。

自分の周りに社会福祉士として活躍している人はいるが、社会福祉士会に入って活動している人は少ない。理事会の一員として、会の仕事に携わることができ、勉強する機会を与えていただきありがとうございました。今後も学び続けていきたい。

4年間、会を預かりどうにか動いてきた。こうやって会が動いてこられたのは全部事務局長のおかげだと思っています。係っていただいた会員の皆さん、理事の皆様、事務局長、事務局のおかげと感謝申し上げる。前任会長の後任として、自分の名前が挙がった時、「????」という反応があったことを覚えている。あれから4年。今こうしていられるのも本当に皆様のご支援・ご協力のお蔭です。ささえあい制度の創設、一般社団法人化、みまもーれ・幸町、日本会とのやりとり、事務局移転等思い起こせばいろいろありました。皆様のおかげでどうにかやってこられた、やってこられたのではないかなという気がしています。自分がいる間に全国大会が開催出来なかったことが残念で心残りです。3月に行った20周年記念大会で歴代の会長から、自分が4年間職務を引き継ぎ、そして、次の会長に渡すことができた。今後は一般的な会員に戻るが、会の応援していきたい。末永くお付き合いのほどお願い致します。長いことやらせていただきありがとうございました。